

生産情報公表豚肉についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表
○生産情報公表豚肉についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成 16 年 6 月 25 日農林水産省告示第 1221 号）

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
生産情報公表豚肉についての<u>生産行程管理者等の認証の技術的基準</u> 1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定に基づき行う生産情報公表豚肉についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。 2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 1219 生産情報公表豚肉 3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 1219による。 3.1 管理者 生産行程管理者等の職員又は外注管理の受託者であって、豚の所有者その他の豚を管理する者 4 生産及び保管に係る施設 4.1 生産に係る施設 次の条件に適合していなければならない。 a) 生産に係る記録をする場所が、<u>生産情報の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。</u> b) と畜場が、JAS 1219に従って生産された豚のと畜処理及びと畜に関する記録をするに際し、<u>他の豚と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。</u> 4.2 保管に係る施設 次の条件に適合していなければならない。 a) JAS 1219に従って生産された豚肉を、<u>他の豚肉と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。</u> b) 生産情報の<u>記録を、他の記録と区別して 3 年間保存する</u>のに支障のない広さ及び構造であること。	生産情報公表豚肉についての<u>生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準</u> (新設) (新設) (新設) 二 生産及び保管に係る施設 1 生産に係る施設 次の条件に適合していること。 (1) 生産に係る記録をする場所が、<u>生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成 16 年 6 月 25 日農林水産省告示第 1219 号。以下「日本農林規格」という。）第 2 条に規定する生産情報（以下「生産情報」という。）の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。</u> (2) と畜場が、<u>日本農林規格に従って生産された豚のと畜処理及びと畜に関する記録をするに際し、他の豚と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。</u> 2 保管に係る施設 (1) <u>日本農林規格に従って生産された豚肉を、他の豚肉と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。</u> (2) 生産情報の<u>記録について、他の記録と区別して 3 年間保管する</u>のに支障のない広さ及び構造であること。

5 生産行程の管理又は把握の実施方法

5.1 生産行程の管理〔外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。〕又は把握を担当する者に、次の職務を行わせなければならない。

- a) （略）
- b) 個体識別番号又は豚群識別番号に対応させた、生産情報の一元的な記録及びその記録の保存

c) （略）
5.2 管理者に次の職務を行わせなければならない。

- a) 個体識別番号で管理した豚に係る豚肉にあつては、豚が出生した時に当該豚の管理者が当該豚の個体識別番号を表示した耳標その他の物体を遅滞なく当該豚に装着するか、又はそれと同等の個体を識別するための措置を行うとともに、やむを得ない理由がある場合を除いて、当該物体が豚から取り外されることのないよう、又はそれと同等の個体を識別するための措置が損なわれないよう管理すること。
- b) 豚群識別番号で管理した豚に係る豚肉にあつては、同一の生産情報（出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理すること。
- c) 管理者が生産行程の管理又は把握を担当する者と同じの者でない場合にあつては、管理者において個体識別番号又は豚群識別番号に対応させて豚の個体又は豚群ごとに生産情報を記録し、生産情報の管理又は把握を担当する者に当該記録を確実に伝達すること。
- d) やむを得ない理由によって、個体識別番号を表示した耳標その他の物体が豚から取り外されたときは、これに代わって当該豚の個体を識別するための措置を生産行程管理者等の指示によって講じること。

5.3 豚肉の生産情報の公表を担当する者（生産行程管理者等の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者）に、当該豚肉の生産情報を個体識別番号又は豚群識別番号ごとに、とさつされた日から3年以上公表させなければならない。生産情報以外の情報を公表する場合には、生産情報とそれ以外の情報に分けて公表させなければならない。ただし、個体識別番号又は豚群識別番号に対応する生産情報公表豚肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあつては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表豚肉に係る生産情報の公表を取りやめてよい。

5.4 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 生産情報の記録、保存及び公表に関する事項
- b) （略）
- c) 豚肉の受入れ、保管及び出荷に関する事項
- d) （略）
- e) 年間の生産計画の策定及び当該計画の登録認証機関等への通知に関する事項
- f) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての登録認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

5.5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該豚のとさつの日から3年以上保存するとともに、生産情報を当該豚のとさつの日から3年以上公表しなければならない。ただし、個体識別番号又は豚群識別番号に対応する生産情報公

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

1 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。）又は把握を担当する者に、次に掲げる職務を行わせること。

- (1) （略）
- (2) 日本農林規格第2条に規定する個体識別番号又は豚群識別番号に対応させて、生産情報を一元的に記録し、及びその記録を保管すること。
- (3) （略）

2 管理者（生産行程管理者の職員又は外注管理の受託者であつて、豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 個体識別番号で管理した豚に係る豚肉にあつては、豚が出生した時に当該豚の管理者が当該豚の個体識別番号を表示した耳標その他の物体を遅滞なく当該豚に装着するか、又はそれと同等の個体を識別するための措置を行うとともに、やむを得ない理由がある場合を除いて、当該物体が豚から取り外されることのないよう、又はそれと同等の個体を識別するための措置が損なわれないよう管理すること。
- (2) 豚群識別番号で管理した豚に係る豚肉にあつては、同一の生産情報（出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理すること。
- (3) 管理者が生産行程の管理又は把握を担当する者と同じの者でない場合にあつては、管理者において個体識別番号又は豚群識別番号に対応させて豚の個体又は豚群ごとに生産情報を記録し、生産情報の管理又は把握を担当する者に当該記録を確実に伝達すること。
- (4) やむを得ない理由により、個体識別番号を表示した耳標その他の物体が豚から取り外されたときは、これに代わって当該豚の個体を識別するための措置を生産行程管理者の指示により講じること。

3 豚肉の生産情報の公表を担当する者（生産行程管理者の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者）に、当該豚肉の生産情報を個体識別番号又は豚群識別番号ごとに、とさつされた日から3年以上公表させること（生産情報以外の情報を公表する場合には、生産情報とそれ以外の情報に分けて公表させること）。ただし、個体識別番号又は豚群識別番号に対応する生産情報公表豚肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあつては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表豚肉に係る生産情報の公表を取りやめることができる。

4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 生産情報の記録、保管及び公表に関する事項
- (2) （略）
- (3) 豚肉の受入れ、保管及び出荷に関する事項
- (4) （略）
- (5) 年間の生産計画の策定及び当該計画の登録認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての登録認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該豚のとさつの日から3年以上保持するとともに、生産情報を当該豚のとさつの日から3年以上公表すること。ただし、個体識別番号又は豚群識別番号に対応する生産情報公

表豚肉全てが最終消費者に販売されてから 7 日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から 3 年を経過する前であっても、当該生産情報公表豚肉に係る生産情報の公表を取りやめてよい。

5.6 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしないといけない。

6 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

6.1 生産行程管理担当者

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が 1 人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産（と畜処理を含む。以下同じ。）又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

b) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

c) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に 3 年以上従事した経験を有する者

6.2 生産行程管理責任者

次による。

a) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、認証機関等が指定する講習会（以下「講習会」という。）において豚肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了していなければならない。

b) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において豚肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが 1 人選任されていなければならない。

7 格付の実施方法

7.1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

a)～c) （略）

d) 出荷後にJAS 1219に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

e)・f) （略）

g) 認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められなければならない。

7.3 豚肉に付与する個体識別番号又は豚群識別番号の伝達が適切に行われることが確実と認められ

表豚肉全てが最終消費者に販売されてから 7 日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から 3 年を経過する前であっても、当該生産情報公表豚肉に係る生産情報の公表を取りやめることができる。

6 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が 1 人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産（と畜処理を含む。以下同じ。）又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に 1 年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に 2 年以上従事した経験を有するもの

(3) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に 3 年以上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

(1) 生産行程管理担当者が 1 人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、登録認証機関が指定する講習会（以下「講習会」という。）において豚肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了していること。

(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において豚肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが 1 人選任されていること。

四 格付の実施方法

1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

(1)～(3) （略）

(4) 出荷後に生産情報公表豚肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

(5)・(6) （略）

(7) 登録認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。

3 豚肉に付与する個体識別番号又は豚群識別番号の伝達が適切に行われることが確実と認められ

なければならない。

7.4 生産情報公表豚肉の表示が **JAS 1219 の箇条 6** の基準に従い、適切に行われることが確実と認められなければならない。

8 格付を担当する者の資格及び人数

8.1 格付担当者

格付担当者として、**6.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表豚肉に係る格付に関する課程を修了したものが 1 人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

8.2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として 1 人選任されていなければならない。

ること。

4 生産情報公表豚肉の表示が 日本農林規格第 4 条に規定する基準に従い、適切に行われることが確実と認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者

格付担当者として、三の 1 の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表豚肉に係る格付に関する課程を修了したものが 1 人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として 1 人選任されていること。